

議会基本条例を制定しました

地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、二元代表制の一翼を担う議会が、その議事機関としての機能をこれまで以上に発揮することが求められています。

そこで、わたしたち鈴鹿市議会の議員一同は、議会と議員の活動原則等を定め、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展が実現されることを目的とした鈴鹿市議会基本条例を32名の全議員で提案し、全会一致で可決しました。

今後は12月1日の条例施行に向けて詳細な取り決めや運用方法等が議論されていくこととなります。(条文については2P～6Pに記載)

6月定例会のあらまし

6月定例会は、6月6日から7月2日までの27日間の日程で開催されました。本定例会では、開会日に議案第47号「鈴鹿市まちづくり基本条例の制定について」など8議案が市長から提出されました。議案質疑、各委員会での審査の後、閉会日には議案第55号「人権擁護委員候補者の推薦同意について」が追加議案として提出され、討論及び採決が行われました。また、全議員が提案者となり、議員発議案第2号「鈴鹿市議会基本条例の制定について」が閉会日に提出され、原案のとおり可決されました。

(議決一覧については8ページに記載)

主な内容

鈴鹿市議会基本条例	2P～6P
委員会審査状況	7P
6月定例会議決一覧	8P
議会の動き	8P
6月定例会一般質問	9P～15P
8・9月の会議日程	15P
市制70周年記念議会事業	16P

議員からの寄付は禁止されています

議員(候補者を含む)が、親睦旅行会・会合・お祭り・運動会等の行事に、寄付や差し入れなどをしたり、祝い金(出産・新築等)や贈り物をすることは、公職選挙法等により罰則をもって禁止されています。また、要求した人や受け取った人も同様に罰せられます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

鈴鹿市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 議会と市民の関係(第4条-第7条)

第4章 議会と執行機関との関係(第8条-第10条)

第5章 議会の組織及び会議の運営(第11条-第22条)

第6章 議員の政治倫理及び報酬(第23条・第24条)

第7章 政務調査費及び議員研修(第25条・第26条)

第8章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)

附則

鈴鹿市議会(以下「議会」という。)は、鈴鹿市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長(以下「市長」という。)と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論を通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、団体意思の決定機関として、及び市長等の監視・評価機関として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 市民参加の機会の拡充等により、市民の意見を把握し、市政に反映できるように努めること。
- (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民全体の福祉の向上を図るため、議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の意見を適確に把握し、自己の意思形成に反映させ、議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
- (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

第3章 議会と市民の関係

(情報共有)

第4条 議会は、議会の活動に関し、その意思形成過程が明らかとなるよう、市民に対し情報を公開し、市民との情報共有に努めるものとする。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議(法第102条に規定する定例会及び臨時会をいう。以下同じ。)の公開のほか、すべての会議を原則公開とする。

(報告会等)

第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

(市民意見の反映)

第7条 議会は、議会活動に関し、さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

- 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては、議長の、委員会（法第109条に規定する常任委員会（以下「常任委員会」という。）、法第109条の2に規定する議会運営委員会及び法第110条に規定する特別委員会をいう。以下同じ。）にあっては、委員長の許可を得て反問することができる。
- 3 議員は、本会議の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

（政策提案の説明要求）

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠
- (3) 関係する法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

（予算及び決算における政策説明）

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

第5章 議会の組織・会議の運営

（議員定数）

第11条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

- 2 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

（会派）

第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

（議会運営と合意形成）

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、その結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第15条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

(公聴会等)

第16条 委員会は、法第109条第5項に規定する公聴会の制度及び同条第6項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願趣旨の聴取)

第17条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

(議会広報広聴の充実)

第18条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

(政策の立案及び提言)

第19条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(調査機関の設置)

第20条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理及び報酬

(政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬(法第204条第1項に規定する議員報酬をいう。)の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

第7章 政務調査費及び議員研修

(政務調査費)

第25条 議員は、市政に関する調査研究に資するため、法第100条第14項に規定する政務調査費を有効に活用するものとする。

2 会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員は、条例に規定する使途基準に従い政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実)

第26条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第28条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

常任委員会審査状況

6月定例会に上程された議案を6月21日の本会議で総務委員会と生活福祉委員会に付託し、6月26日に両委員会を開催しました。

それぞれの委員会の審査状況は以下のとおりです。

総務委員会

議案第48号、第49号、第53号の3議案を審査した。議案第53号工事請負契約については、システムの実験は行ったのか、当初の見積もりと比べて金額が変わった理由、ランニングコストの金額、市内業者の参入余地、260メガヘルツの電波を採用した理由、今回スピーカーを設置しない地域の住民への対処、9月に議決が延びた場合でも期日までに工事は完了できるか、期日までに完了しなければ国からの補助は出ないか、メンテナンスは一部分だけでも市内業者ができないか、メンテナンス費用は毎年必要か、メンテナンス費用の内訳、日本無線が倒産してもメンテナンスは可能か等を尋ねる質疑があった。また、工事の施工に関して、積極的に市内業者を利用するよう配慮してほしいとの意見が多く出された。討論では、メンテナンスが他社では困難な点に不安を感じるとの意見、市内業者を積極的に採用するような姿勢が感じられないとの意見、金額が当初の予定よりも大幅に下がった点を評価したいとの意見、まずは設置することに意義がある等の意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。その他、議案第48号と49号については全会一致で可決すべきものと決定した。

生活福祉委員会

議案第47号ほか4件の議案を審査した。議案第47号では、第2条の市民の定義部分での「本市にかかわる」とはどういうことか、第6条において子どもだけ項目を独立させた理由、第9条で4項目に絞った理由、第25条において見直し期間が明記されていない理由を尋ねる質疑があった。討論では、反対討論として、慎重な審議が必要との意見。第2条での市民の定義は特に重要であるとの意見。第6条において子どもだけ特別に項目を設ける必要性を感じないとの意見。また、昨年度の大震災発生に伴い、危機管理体制の項目を盛り込む必要があるとの意見があった。一方、賛成討論として、34名の委員の方々の議論を経て、意見が盛り込まれた条例であるので、最大限に尊重したいとの意見。第6条で子どもの権利が項目を立てた意義が大きいとの意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。議案第50号では、通知発送時に戻ってきた件数、居住実態がない世帯はどれだけあるのか、今後再度、制度を周知する予定があるかを尋ねる質疑があり、議案第51号及び議案第52号の2件は、別段質疑もなく、議案第54号は、負担金の人口割に関して日時のズレを尋ねる質疑があったが、採決の結果、議案第50号、第51号、第52号、第54号ともに全会一致で原案可決すべきものと決定した。

常任委員会所管事務調査

常任委員会では議案や請願の審査とは別に、各委員会が所管する事務についての調査を行っています。7月2日の本会議において、7月と8月の閉会中に調査したいとの申し出があった項目は次のとおりです。

○文教環境委員会

- ① 環境衛生事業について
- ② 自然エネルギーについて
- ③ 学力向上の取り組みについて

○生活福祉委員会

- ① 介護予防・高齢者福祉について
- ② 放課後児童クラブについて
- ③ 市民窓口サービスについて

○総務委員会

- ① 入札について
- ② シティセールスについて
- ③ 公共施設の管理・運営について

○産業建設委員会

- ① 鈴鹿市の水道のあり方について
- ② 公共交通網と都市のあり方について
- ③ 産業の活性化について
- ④ 耕作放棄地対策などの農業施策について
- ⑤ 鈴鹿スマートインターチェンジと周辺環境整備について
- ⑥ 道路、橋梁等の整備について

議決一覧表(6月定例会)

議案番号	件名	議決内容	
議案第47号	鈴鹿市まちづくり基本条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第48号	鈴鹿市選挙ポスター掲示場設置条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第49号	鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第50号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第51号	鈴鹿市災害見舞金条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第52号	鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第53号	工事請負契約について	原案可決	賛成多数
議案第54号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	原案可決	全会一致
議案第55号	人権擁護委員候補者の推薦同意について	原案可決	全会一致
議員発議案第2号	鈴鹿市議会基本条例の制定について	原案可決	全会一致

議会の動き(議長・副議長の公務等)

略称/各種議会名	各派/各派代表者会議	政調/政務調査費経理責任者会議
議運/議会運営委員会	全協/全員協議会	広報/議会広報広聴委員会

4月

- 3日 第55回鈴鹿市茶業組合通常総会(議長)
- 6日 各派
- 13日 全協
- 16日 鈴鹿商工会議所青年部総会(議長)
- 19日 第95回東海市議会議長会定期総会(正副議長)
- 20日 防災安全特別委員会
- 21日 社会福祉法人 鈴生会 きのみのおうち竣工式(議長)
- 23日 第13回三重県女性議員フォーラム(副議長)
- 26日 日中友好促進三重県市議会議員連盟役員会(関係議員)
一社三重県建設業協会定期総会・新法人設立記念会(議長)
- 27日 平成24年度鈴鹿市体育協会総会(議長)
- 28日 白江土地区画整理組合総会(副議長)

- 24日 総務委員会、産業建設委員会
シルバー人材センター総会(議長・生活福祉委員長)
- 25日 天皇陛下拝謁(議長)
鈴鹿里山学院竣工式(副議長・生活福祉委員長)
鈴鹿市自治会連合会定期総会(副議長)
鈴鹿市清掃協同組合第43回通常総会(副議長)
- 26日 鈴鹿地区交通安全協会第63回定期総会(議長)
- 27日 第25回鈴鹿市芸術文化協会総会(副議長)
- 28日 議会改革特別委員会
- 29日 文化振興事業団理事会(副議長)
暴力追放鈴鹿市民会議理事会・総会(議長)
鈴鹿市職業訓練協会定期総会(副議長)
- 30日 議運、各派
- 31日 鈴鹿市戦没者慰霊大祭(議長・議員)
三泗鈴亀農業共済事務組合議会臨時会(関係議員)
新名神スマートインター事業許可報告会・意見交換会(副議長)

5月

- 7日 各派、議運
- 8日 鈴鹿市民生委員・児童委員協議会連合会大会(議長)
- 9日 日中友好促進三重県市議会議員連盟第39回通常総会(関係議員)
- 10日 議員懇談会、議会改革特別委員会、防災安全特別委員会、各派
- 11日 井田川北・汲川原地区浄化センター竣工式(副議長)
各派、議員懇談会
- 12日 第53回鈴鹿市身体障害者福祉協会総会(議長)
- 15日 本会議、議運、各派
- 16日 議運、本会議、予算決算委員会、総務委員会、文教環境委員会、生活福祉委員会、産業建設委員会、議会改革特別委員会、防災安全特別委員会、政調、広報
- 18日 第144回三重県市議会議長会定期総会(正副議長)
- 21日 鈴鹿市観光協会総会(議長)
- 22日 全国市議会議長会第191回部会長会議(議長)
全国市議会議長会第187回理事会(議長)
- 23日 文教環境委員会、生活福祉委員会
全国市議会議長会第88回定期総会(議長)
鈴鹿地区防犯協会理事会・定期総会(副議長)

6月

- 1日 鈴鹿市防火協会懇親会(議長)
- 3日 鈴鹿市母子寡婦福祉会総会(議長)
消防本部新庁舎竣工式(議長・議員)
- 6日 本会議
- 7日 議運
- 13日 原水爆禁止平和大行進(議長)
- 15日 本会議、議会改革特別委員会
- 18日 本会議
- 19日 本会議
- 20日 本会議、議運、各派
- 21日 本会議、全協
- 22日 鈴鹿バルーンフェスティバル組織委員会(議長)
- 23日 鈴鹿農業協同組合総代会(議長)
- 25日 文教環境委員会、産業建設委員会
- 26日 総務委員会、生活福祉委員会
- 29日 議運

リベラル鈴鹿 市川 哲夫 議員



- 1 東日本大震災後の鈴鹿市の対応
 - (1) 被災地への支援体制
 - (2) がれき処理について
 - (3) エネルギーピークカット問題
 - (4) 防災計画

質問1(1) 支援体制について人的・物質的にどのようにしてきたのか。また今後どのような支援を考えているのか。

答弁1(1) 被災地へ職員の派遣、義援金の受付またボランティア団体の被災地での炊き出し或いは一般家庭でのホームステイ受入等本市独自の支援事業も行ってきた。尚、今後についても支援活動を続けていく所存。

質問1(2) がれき処理問題について今後、市としてど

う対応していくのか。

答弁1(2) 三重県市長会で災害廃棄物の広域処理への対応に係る合意書に基づき安全性、処理体制住民不安の払拭、議会の理解等広域処理への環境整備の解決で可能な限り協力。皆様のご理解頂きたい。

質問1(3) エネルギーピークカット問題について。

答弁1(3) 市内公共施設で取り組みをしている。

質問1(4) 防災計画について

答弁1(4) 国や県の動向を見極めながら風水害対策編や震災対策編の他に津波対策編を加え強化を図る。



被災地のがれき状況

市民クラブ 中村 浩 議員



- 1 防災行政無線についてパート3
- 2 文化財について

質問1 議決後の工程について。工事の施工後、音声の伝達が不十分な地域への対応をどうするか。

答弁1 4月25日に日本無線(株)三重営業所と仮契約を締結し、工期は25年3月10日までである。年度内に工事を完了させるため、機器の製作と並行して現地施工を進める。9月に現地調査後、10月から鋼管柱設置開始、来年2月には拡声放送のテスト稼働を行い、3月上旬には完成予定で、下旬に供用開始。このシステムは、既存の「移動系防災行政無線」を拡充して、「同報

系防災行政無線」の整備を行うものであり、屋外拡声子局が市内90箇所に設置されることになるが、伝達不十分な地域においては、鈴鹿ヴォイスFM、ケーブルテレビ、メルモニ等様々な媒体を活用いただきたい。

質問2 長太の天王祭の文化財指定を要望しているが、どう対応していくのか。

答弁2 平成23年7月30日に文化財調査会委員と職員が視察を行い、地元の方々とも情報交換をしてお意見いただき、平成24年2月に開催された文化財調査会で審議されたが、いくつか確認事項もあり継続調査中である。

すずか倶楽部 鈴木 純 議員



- 1 鈴鹿亀山道路の整備促進について
- 2 新名神鈴鹿PAの活用について

質問1(1) 交通渋滞の緩和、物流輸送の迅速化、観光振興や災害時の緊急輸送路としての観点から早急な整備を要望したい。

答弁1(1) 地域に有効な鈴鹿亀山道路の実現に事業主体の三重県と連携し積極的に取り組んでいく。

質問1(2) 現行案は北勢バイパスを起点とする北側ルートだが、メリットのあるルートを再検討すべき。

答弁1(2) 道路を取り巻く情勢も変動しており県や亀山市と北側、中央、南側の3ルートで再検討していく。

質問1(3) 今後の整備促進の具体的な取り組みは。

答弁1(3) 商工会議所、民間団体と連携して、広報を始め市民向けイベント、意見交換会など計画していきたい。

質問2(1) 平成30年度開設予定の鈴鹿PAで、市のスペース確保をネクスコ中日本へ断ったのは事実か。

答弁2(1) 具体的条件が示されなかった事、新東名で自治体の直営出店がなく、スペース確保を見合わせた。

質問2(2) 前例がないからやらないのなら、先駆的な事業はできない。鈴鹿産品販売・PRの取り組みは。

答弁2(2) 観光情報、物産情報、ものづくり産業に関する情報発信等について商工会議所など市内各団体、三重県などと連携しつつ、ネクスコに協力要請していく。

あくていぶ21 宮木 健 議員



- 1 通学路について
 - (1) 危険箇所の現状把握について
 - (2) 今後の対処について
- 2 産業政策と雇用対策について
 - (1) 中小企業対策と雇用の安定
- 3 図書館について
 - (1) 現状と今後について

質問1 通学路の危険箇所の現状把握と今後の対処についてはどうなっているか。また、提案として、現在のグリーン帯75cm幅を拡充し、歩行者、自転車にも優しい道作りをお願いする。

答弁1 平成23年度登校時に4件、下校時に2件、本年度は5月末現在1件の交通事故があった。5月15日までに

「緊急危険箇所点検」を各校実施。通学路で昨年からの交通事故発生箇所は、51箇所あった。全箇所点検を実施し、地域、学校と協議し、対策する。

質問2 厳しい経済状況の中、中小企業支援と雇用の安定にむけての今までの取り組み、今後について。

答弁2 ものづくり産業支援センターでは企業支援としての利用度、認知度が増加し活性化の役割を果たしている。また、雇用の創出が不可欠であるから緊急経済対策を継続していく。

質問3 20万都市にふさわしい図書館について。

答弁3 新たな図書館サービス方針を定め、時代にあった電子図書館や電子書籍に対応できる施設に、さらに皆の図書館としてサービス向上に努める。県との連携等に取り組んでいきたい。

公明党 藤浪 清司 議員



- 1 予算におけるメリットシステムについて
- 2 熱中症対策について

質問1 「予算におけるメリットシステム」とは、予算執行段階での「予算の使い切り」といった課題や、「職員のコスト意識の向上」といった課題への対応として、経費節減の工夫や、新たな財源確保の取組みなどを評価し、その効果に応じ自由裁量の予算枠を付与する制度で、鈴鹿市でも試行的に実施をしている。この制度の今後について尋ねる。

答弁1 2年間試行して、評価の判断基準が不明確なこと、配分方法に疑問があることなど、課題が多く見えてきた。今後は、財源確保効果に特化したシステムなど、評

価方法も含めた見直しを検討していく。

質問2 近年、全国的に猛暑による被害が深刻化しており、原発停止による電力の供給不足が懸念される今夏は、節電意識の高まりもあり、さらなる熱中症対策が必要である。熱中症情報の提供と要援護者対策、グリーンカーテンやミストシャワーの設置など、熱中症対策への取り組みについて尋ねる。

答弁2 広報やホームページなどで、熱中症情報の提供と予防法の啓発を行っていく。各種団体と連携を図り、様々な活動の中で、要援護者への注意喚起を行っていく。グリーンカーテンは、教育課程に適切に位置付け各学校へ働きかけていき、市民へも啓発に努める。ミストシャワーについては、設置に係る経費などを含め、今後の研究課題としていきたい。

開政クラブ 森 雅之 議員



- 1 下水道事業について

質問1(1) 鈴鹿市の公共下水道の状況と今後の計画について。

答弁1(1) 平成元年より建設に着手、平成8年1月に一部供用開始、その後順次、整備を進めている。基本計画策定から32年経過し、23年度までに投入した事業費は累計で約850億円で普及率は約49%である。現時点では、平成50年度頃を目途に計画区域すべてを整備するよう取り組む予定であり、建設に要する総事業費は概算で820億円程度を見込む。地方債にかかる元利償還

金残高は、23年度末で約336億円である。

質問1(2) 北勢沿岸流域下水道事業(南部処理区)について。

答弁1(2) 本市が接続する流域下水道の管きょ施設と汚水処理施設は三重県が整備している。鈴鹿市・亀山市・四日市市(一部)を対象とし、現在までに、幹線工事(39.4km)と処理場第一期工事が完了。見込まれる総事業費1200億円のうち、約630億円が投入された。今後、第二期工事として海上埋め立て部分の整備工事が計画されている。本市では、23年度で、建設にかかる分約1億6千万円と維持管理にかかる分約6億3400万円を負担している。



すずか倶楽部 中西 大輔 議員

- 1 市スポーツ施設の運営について
- 2 公共施設白書の進捗は
- 3 新給食センターについて

質問1(1) 今後のスポーツ施設の管理運営について、どのように整理していく予定か。

答弁1(1) 平成26年度から3順目となり、期間・グループ分けなど再検討する。

質問1(2) 広く意見を聴く考えはあるのか。

答弁1(2) モニタリング実施などで対応と考える。

質問1(3) 施設運営管理の戦略やビジョン策定は。

答弁1(3) 調査・研究して検討したい。

質問2(1) 公共施設白書への取組はどうか。

答弁2(1) 総務省のソフトを活用し取組んでいるが、

処理施設系やインフラ資産については未だ計算はできていない。県の資産カルテも参考に考える。

質問2(2) 試算結果はいつ頃完成するのか。結果公表の目途はいつ頃か。公共施設の適正なあり方の検討はあるか。新規ハコもの整備は抑制しないのか。

答弁2(2) 完成と公表について、現時点で目途はたっていないが、あり方についても検討したい。新規ハコものについても実施計画に基づき取組んでいく。

質問3 中学給食実施に伴う新給食センターについて、建設についての財源は。運営管理費3.2億について財源はどう考えているのか。

答弁3 建設については、国の補助1.8億円、基金5億円、起債4.9億円、一般財源が12.7億円である。運営管理費は、3.2億円を一般財源で計上している。



あくていぶ21 森 喜代造 議員

- 1 本市の活性化について
 - (1) すずかフェスティバルについて
 - (2) 町おこしについて
- 2 公民館活動について
- 3 消防の査察体制について

質問1(1) 交通対策、熱中症対策と今後について。

答弁1(1) 会場道路を通行止めにし、交通警備員を配置させ、また、熱中症対策は地元の協力により、給水設備を設け休憩所も開設している。今後は、西部地域の「みどりの大地」で開催を予定している。

質問1(2) 市内外へ情報発信していく為、原付バイクの「ご当地ナンバー」の交付を考えてはどうか。

答弁1(2) 現在のナンバープレートは1枚約90円で無料交付である。今後、導入する場合1枚200円～300円で別途、金型作成費やデザイン費等300～400万円の経費が必要であり、市民にアンケート調査等をして問題点を整理し、効果等検討していきたい。

質問2 男性教室の普及促進について

答弁2 昨年度の男性教室は、8つの公民館で、8講座、延べ約600人の参加があり、本年度は10の公民館で12のサークル活動をしている。今後は、各地区公民館委員会へ呼び掛け、普及促進に努める。

質問3 本市の査察件数等現状について。

答弁3 先般、34施設の緊急査察を行った結果、17の施設に違反があり、後日、改善報告書を提出させ、再度、確認を行った。



開政クラブ 森田 英治 議員

- 1 給食について
- 2 地産地消推進計画について

質問1(1) 地場野菜の利用率向上対策について、状況と今後の取り組み内容は。また、給食への納入を希望する農家への情報提供方法や問合わせの対応は。

答弁1(1) JA鈴鹿、北勢卸売市場、納品業者団体等と地場野菜の利用率向上が進むよう協議している。農家への情報提供は、具体的な内容をホームページで確認できる方法を検討している。問合せ窓口は、教育委員会の担当が対応する。

質問1(2) 建設予定の給食センターの設備の内容はどこまで決定したのか。他市の資料を検討したのか。

答弁1(2) 4月6日に設備の考え方を示した工事設計業務プロポーザル方式で公告し、業者の選定に入った。プロポーザルの検討委員会は、3回開催し合計7.5時間検討した。他市の給食センターの視察については、学校教育課の担当者が津市に視察に行ったが、検討委員会としては視察していない。他市の資料はホームページで調べたが、取り寄せてはいない。

質問2 地産地消推進計画に記載された4つの目標についての具体的な方策は。

答弁2 農産物の流通拡大にむけて、市場関係者や生産者団体と協議を始めている。今後しっかりと協議し、地産地消の推進を検討していく。また、新規就農者の支援も重要な課題であり、国の補助事業である新規就農総合支援事業を活用していきたい。

緑風会 数田 啓介 議員



1 市民サービスの向上への取り組み (1) 職員の能力、士気向上について (2) 人事行政運営について

質問1(1) 市役所は独占企業であると考え、市民サービスの向上には市職員の能力と士気の向上が不可欠である。そのためにも消防長の内部登用や女性管理職の積極的な登用はこれからも進めるべきで重要ではないか。

答弁1(1) 行政において重要な要素は組織の中で働く人であるとの考えには全く同感である。新聞報道であった消防長の内部登用がかなう人材の育成に努めたい。また、今後も積極的に女性管理職の登用を進めると共に男女に関わらず職員が能力を発揮できる環境を整備し

ていく。

質問1(2) 「人事行政運営等の状況について」が毎年公表されているが所属別の最大時間外勤務数と最小時間外勤務数の差と時間外勤務手当の総額はいくらか。また、時間外勤務格差の解消策と職員の能力向上についてはどう考えているのか。

答弁1(2) 平成23年度の所属別平均最大時間外勤務数は一人あたり604時間であり最小時間外勤務数は0時間である。平成22年度の時間外勤務手当総額は4億7千599万円である。時間外勤務のばらつきについては季節的な業務の偏りや頻繁な法令改正などによると考える。能力の向上については職員が複数の専門分野を選択できるような人事異動の仕組みを研究している。

政友会 泊り 育美 議員



1 職員定数について (1) 人員削減について 2 職員の交通マナーについて (1) 公用車の事故の状況

質問1(1) 第三期行財政経営計画の中で、職員数を平成22年度1,450人から平成27年度には1,418人まで削減するという目標を掲げているが、新規採用者を抑制し削減を目指すのか。今後の具体的な考えは。また、職員の適正配置について外部コンサルタント委託により調査を進める考えがあるかを問う。

答弁1(1) 平成16年度から10年間で75名の削減目標を掲げ平成24年度までに63名の削減を図ってきたが、今後2年間でさらに12名の削減が必要という現状で

ある。新規採用者を抑制することで削減するのではなく、事業の外部委託の推進や、より効果的な人材の活用により職員数の抑制を図りたい。外部コンサルタントの活用も一つの手法だが、あらゆる面から職員数の分析を行い適正な管理に向けて取り組む。

質問2(1) 公用車の事故が多いように感じるが、状況はどうなっているのか。職員への指導や罰則は。

答弁2(1) 平成23年度の公用車の事故件数は28件、昨年度より8件増で運転中の不注意による原因が最多である。事故を繰り返した職員については民間の自動車学校へ派遣し研修を実施、重大な事故を起こした場合は処分を行う。事故防止には日頃から職員への注意喚起を怠らず、引き続き安全運転マナーの徹底や啓発をしていく。

あくていぶ21 伊藤 健司 議員



1 市民課日曜窓口の拡充について 2 孤立死の防止対策について

質問1 開設後2年になるが、市民課以外の業務について拡充していくべきであるがいかかがか。

答弁1 日曜窓口の取扱件数が増加していることから市民サービスに欠かせない存在になっており、税証明の発行等、要望の多いものについてはシステムで、確認できる範囲で対応できるよう準備を進めていきたい。また、司法書士等の専門家による休日相談の開催も実現に向けて、協議している。

質問2 孤立死につながる可能性のある方の情報を一

元的に管理する体制を構築するべきであるがいかかがか。また、関係機関との連携により情報を共有し見守り体制を構築する必要があるがいかかがか。

答弁2 高齢や障がい、生活困窮者など「孤立」につながりかねない世帯を抱える実情について、福祉担当部署間での情報の一元化はしていないのが実情であるが、今後、災害時要援護者台帳を整備する中で情報の一元化を図っていく。「孤立」に繋がりにくい状況は、主に相談事業の中で把握できることが多いことから、関係各課で対応する相談事業の中から必要に応じ、部署を超えて連携した対応や、その情報共有を行っている。また、地域包括支援センターや障がい者総合支援センターでの高齢者・障がい者、生活困窮者などの相談・支援業務や、地域自立支援協議会とも連携を図っていく。



開政クラブ 板倉 操 議員

- 1 暮らしを守る行政の役割について
 (1) 公契約条例の制定への考えは
 2 子育てと仕事の両立支援策について
 (1) 特定事業主行動計画の進捗は

質問1(1) 厳しい経済状況の中、公共サービスの効率化やコストダウンの要請で、行政から民間事業者への公共工事や委託事業における低価格・低単価の発注が常態化している。鈴鹿市も例外ではない。地域経済活性化策としても、公共工事や業務委託に携わる労働者の最低賃金を決める「公契約条例」を制定する必要を強く感じているが、考えはどうか。

答弁1(1) 適正な労働単価に基づく予定価格の算定や今回も入札制度の改定をしたが、それらを通じて発注

価格の適正化と品質確保に努めている。公契約条例は制定市もまだ少なく、情報把握や調査をし、継続検討していきたい。

質問2(1) 少子化に歯止めをとるの考えから国は、行政も職員を雇用する事業主の立場から、男性の育休取得、子どもを産み育てやすい環境整備等を率先してするよう義務付けている。H27年までの後期計画が出ているが、アンケート結果からの課題については育休取得以外は数値目標もない。特に教職員への対策は著しく遅れている。重点項目を決め、目標を設定し計画を見直す必要があると思うがどうか。

答弁2(1) この計画は毎年特定事業主行動計画推進委員会で評価し点検するので、指摘された件について充分に見直し検討していきたい。



政友会 今井 俊郎 議員

- 1 市民が集う桜公園の設置について
 2 小学生の安全確保について

質問1 整備が進む防災公園と江島総合スポーツ公園を桜の花で市民が集える市民公園としたらどうか。名称もふさわしい名前にすべきでは。

答弁1 防災公園にある桜の木の保存並びに補植を行い、2か所とも市民に親しめる公園にすると共に、桜の木の寄付の話もあり、整備していく。名称は今後公募も含めて検討していく。

質問2(1) 小学生の登下校時において交通事故・不審者など様々な災害が想定されるが対策は。見守り隊の責任は。

答弁2(1) 集団登校を実施している小学校は30校中27校で、それぞれ大事故防止等の見地から居住地付近の児童数、適当な集合場所の有無、道路幅等を考慮して、集団人数や隊列の組み方等定期的に見直している。見守り隊などの皆様には登録をお願いし保険に加入して頂いており、財政処置もとっている。

質問2(2) 学童保育・放課後子ども教室などでの緊急時の対応はどうなっているのか。海岸部の白子の放課後教室において、実際に津波が発生した時の誘導に不安があるが大丈夫か。絶えず責任の持てる職員が常駐して関わり、安心して運営が出来るのでないか。

答弁2(2) 白子の放課後教室においては、生涯学習課職員が中心となって避難訓練を行ったところで、今後も安全マニュアルの更なる充実に努める。



あくていぶ21 野間 芳実 議員

- 1 産学官連携事業について
 (1) これまでの取り組み内容について
 (2) 現在の取り組み状況について
 (3) 鈴鹿市の果たす役割は

質問1(1) SUZUKA産学官交流会の目的や事業内容、これまでの取り組みと成果はどうなっているか。

答弁1(1) 鈴鹿市内の企業と教育研究機関との交流により新たな製品や技術、サービス等の創造を目的としている。事業内容は交流事業、研修会事業、情報事業、後継者事業、研究会事業の5つを柱として実施。これまでの成果としては、抗菌スーツや高機能な椅子の制作、雨水を有効活用できる貯水槽の開発等が挙げられる。

質問1(2) 現在取り組んでいる研究事業、特にセイロン瓜プロジェクトの進捗はどうなっているのか。

答弁1(2) 平成23年2月にセイロン瓜に関する第1回目の打ち合わせ会が開催されプロジェクトが本格的にスタートし、栽培を開始した。収穫物の一部は鈴鹿農業協同組合の直売所で市民にも販売された。本年度は鈴鹿農業協同組合によりセイロン瓜の苗の販売も開始されている。現在、セイロン瓜の普及に向け栽培や料理の方法、流通ルートの研究がされている。

質問1(3) 産学官での行政の役割は。

答弁1(3) 民間企業である「産」と教育研究機関の「学」との産学連携を促進する環境づくり、事業開拓の環境づくりが主な役割と認識している。また、交流会に毎年財源措置を講じて支援を行っている。

すずか倶楽部 南条 雄士 議員



1 産業振興のあり方について

- (1) 産業振興関連支出と税収向上額
- (2) 産業振興・都市計画と地域公共交通
- (3) F1後泊イベントとトップセールス

質問1 (1)① 産業振興部の役割として、毎年度支出を上回る税収向上を求める位の姿勢が必要ではないか。産業振興関連支出に対する税収向上額はどれくらいか。

答弁1 (1)① 産業振興部の事業に関する平成24年度の歳出予算は21億3600万4千円である。税収に至るプロセスが複雑なため、具体的な税収増は計りかねる。

質問1 (1)② 毎年約20億円の税金を投入しながら税収は向上していないが、産業振興に取り組む姿勢はこのままで良いのか。また、支出に対する税収向上効果を今後どのように判断するのか。

答弁1 (1)② 事務事業評価制度により検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう事業の改善や見直しに努め、産業・経済の活性化を図る。

質問1 (2) 現在の地域公共交通のあり方は、他産業の成長機会や市街化区域への居住促進を阻害している可能性がないか。今後も現在の姿のまま続けるのか。

答弁1 (2) 既存の公共交通運行会社とは合意を得ている。現状においては市街化促進に影響を与えるものではないと考える。今後は収益性の改善に努める。

質問1 (3) F1後泊促進レーシングカート体験イベントの不開催を反省し、市幹部自らが普段からモータースポーツを体験して発信力を高めるべきである。

答弁1 (3) 昨年の反省を踏まえ、今年度の後泊促進イベント開催に向けてしっかりと発信したい。

市民クラブ 大西 克美 議員



- 1 高齢者への対応強化について
- 2 観光振興について

質問1 鈴鹿市の買い者弱者は何人位いて、買い物弱者への行政支援はどのように考えるのか。高齢者が気軽に集う居場所の提供の支援は。

答弁1 およそ2000人が買い物の手伝いを望んでいて、福祉有償運送サービスを行う事業者の周知及び利用の促進、介護保険制度の中で日常の買い物等ホームヘルパーの派遣サービスを利用いただいている。公民館では健康講座や趣味などの教養活動など様々な講座を開講し、仲間作りの場を提供している。

質問2 鈴鹿市の景観を全国に発信営業してはどうか。F1コレクションホールの設置は。

答弁2 鈴鹿サーキット・椿大神社という地名度の高い施設のほか歴史的文化的な観光資源も数多くあることから、鈴鹿市観光協会・鈴鹿商工会議所とも連携しながら、随時メディア等への確に情報発信していく。7月7日に鈴鹿サーキットに「レーシングシアター」がオープンしたので、コレクションホールとしての役割を担っていただける施設であると期待している。



鈴鹿市観光協会

すずか倶楽部 原田 勝二 議員



1 海岸線地域の津波避難施策を問う

- (1) 地域を(若松・箕田・長太)に限定した施策を問う

質問1 津波による被災予想は。

答弁1 国や県の被害予想の確報が届き次第、被災予想をお示しする。

質問2 津波浸水予想地域内での避難困難者の現況。

答弁2 高齢者の一人暮らしの方が若松232名、箕田107名、長太238名で計577名。高齢者のみでお住まいの方が若松154名、箕田76名、長太158名で計388名。以上合計で965名である。

質問3 避難ビル等、高所避難施設の指定や契約状況は。

答弁3 若松では若松小学校。箕田では箕田小学校と大木中学校。長太では長太小学校とビジネス旅館花房。以上合計5棟で収容人数は合計2740名である。

質問4 避難タワーの必要性は。

答弁4 今後、国・県の津波被災予想の見直しを見極めたい。

質問5 今後の施策は。

答弁5 津波避難タワーを減災の有効手段と考え、他市の事例を参考とする。避難ビルの基準を見直す等、地域の実情にあった施策を推進する。

質問6 市長の考えを問う。

答弁6 若松・箕田・長太地域の空白実情は理解している。新しい公共建築物等に津波避難施設としての役割を求めてゆく。



日本共産党 石田 秀三 議員

- 1 同和行政の終了について
- 2 住宅リフォーム助成事業について

質問1 同和対策に関する最後の「地域改善対策法」が失効して、10年が経過した。これまでの長年の行政および市民の努力によって、同和対策事業は完了し、市民意識も大きく変わった。問題となるような事象も見られない。この到達点をふまえて、同和行政の終了を宣言することを求める。市役所前の大看板はもう必要ない。

答弁1 事業としては終了しているが、市民意識への啓発の課題が残っていると考えます。引き続き、他の人権問題とともに啓発や教育を行っていく。

質問2 5月末で締め切った住宅リフォーム助成事業の

応募が、予定の25%しかなかった。近隣他市では予算をオーバーする好評ぶりだが、鈴鹿市が低調な原因は、「上限5万円」という低さにあるのではないかと。助成額の上限を、他市並みの10万円に上げるべきである。

答弁2 5月末の市民からの応募状況は、金額で予算3000万円に対して約760万円となった。7月から11月まで第2次募集を行い、予算額に達するまで先着順で助成していく予定である。他市と比べて上限が低いのは、より多くの市民に広く利用してもらうためであることを、理解いただきたい。



市役所前大看板



日本共産党 森川 ヤスエ 議員

- 1 生活保護行政について
- 2 災害時の福祉避難所、情報伝達方法について

質問1 憲法25条の理念に基づいた制度の理念と運用についての見解は。過熱する報道で市民が保護申請や相談をためらう事態にならないように市民への啓発と窓口で親切な相談を行うよう求める。

答弁1 国家責任、無差別平等原理、最低生活保障、補足性の4つの原理と、申請保護、基準及び程度、必要即応、世帯単位の4つの原則に基づいて適正に運用している。ケースワーカー、専任の面接相談員を配置して対応し、民生委員さんにも改めて制度説明をしていく。

質問2 災害時に在宅福祉サービスを利用する障がい児・者、高齢者等をどこへどのように避難させるか計画に明記し、避難所は福祉施設だけでなく公民館など公共施設も視野に入れて検討することを求める。また、自宅にいて情報伝達漏れがないように各戸へ緊急防災ラジオを配布することを求める。特に要援護者や情報収集弱者への無償配布を求める。

答弁2 児童養護施設、通所サービス提供事業所等も福祉避難所として指定できるよう協議を重ねたい。緊急防災ラジオの配布については、ラジオの有効性は十分に認識しているが、防災情報伝達システムの対象範囲外の全戸に配布するのは、数が膨大で難しいため、一定要件を定めた上で限定的な配布は検討していきたい。

8・9月の会議日程



※日程は変更される場合があります。

8月	6日	(月)	10:00	文教環境委員会
	8日	(水)	10:00	生活福祉委員会
	9日	(木)	10:00	防災安全特別委員会
	17日	(金)	10:00	全員協議会
	22日	(水)	10:00	議会運営委員会
	29日	(水)	10:00	本会議(開会)
	30日	(木)	14:00	議会運営委員会
9月	7日	(金)	10:00	本会議(質疑)
	10~13日	(月~木)	10:00	本会議(一般質問)
	12日	(水)		議会運営委員会(本会議終了後)
	13日	(木)		予算決算委員会(本会議終了後)
	18日・20日	(火・木)	10:00	文教環境委員会(分科会)・産業建設委員会(分科会)
	19日・21日	(水・金)	10:00	総務委員会(分科会)・生活福祉委員会(分科会)
	25日	(火)	10:00	予算決算委員会
	27日	(木)	10:00	議会運営委員会
	28日	(金)	10:00	本会議(閉会)・全員協議会(本会議終了後)

市制70周年記念議会事業「議会報告会」を開催します。

本市は、昭和17年12月1日に、鈴鹿郡、河芸郡の2町12カ村が合併して「市制」を施行し、本年は市制施行70周年の節目にあたります。

鈴鹿市議会では新たに議会基本条例を制定するなど、より市民に開かれた議会になるよう取り組みを進めていきます。

そこで、議会としては市制70周年の記念事業を次のとおり開催いたします。

今後、詳細につきましては、市議会のホームページや市役所の掲示板等でお知らせいたします。

開催日	平成24年10月20日(土)
時間	午後1時30分から午後4時まで(予定)
会場	市役所12階会議室(14階議場見学あり)
内容	議会基本条例についての説明、議会報告会、市民との意見交換会

議会史を販売しています。

平成16年までの鈴鹿市議会のあゆみがわかる書籍です。資料編・記述編を販売しております。ご入用の方は議会事務局までご連絡ください。

テレビ中継のお知らせ

本会議の一般質問を、CNSテレビ(デジタル122ch)で生放送します。放送時間は、午前10時(開会時間)から会議の終了までです。ぜひご覧ください。

鈴鹿市議会のホームページをご覧ください。

鈴鹿市議会のホームページでは、議会についての紹介、各議員の名簿、会議日程のご案内、請願と陳情の提出方法、会議録の検索システム、一般質問等の議会テレビ中継の録画配信、各会派の政務調査費の決算状況等をお知らせしています。また、最新情報については、随時ピックアップでお知らせしています。ぜひご覧ください。なお、テレビ中継の録画映像配信については、おおむね中継日の翌月10日過ぎとなりますのでご了承ください。

市議会ホームページアドレス <http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai/>

市民のみなさんのご意見をお寄せください!

市議会だよりに対するあなたのご意見・ご提案・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいたご意見は、今後の市議会だよりの発行の参考にさせていただきます。

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号鈴鹿市議会事務局

TEL 059-382-7600 FAX 059-382-4876

メール giji@city.suzuka.lg.jp

会議録のお知らせ

代表質問、一般質問や議案質疑など本会議の詳しい内容については、会議録が閲覧できますのでご覧ください。6月定例会の会議録は、8月下旬に市立図書館及び各地区市民センターなどに配布予定です。また、鈴鹿市議会ホームページに、会議録検索システムを登載しています。平成9年度以降の本会議と平成22年度以降の各常任委員会等の会議録が検索できますのでご覧ください。

傍聴のご案内

本会議や常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会は傍聴できます。日程は市役所の掲示板と市議会のホームページに掲載します。ただし、日時が変更になる場合がありますので、傍聴する場合は、事前に議会事務局へご確認ください。
電話 382-7600